

アングロ・イラン石油会社事件

川 岸 繁 雄

当事国 イギリス／イラン

裁判所 国際司法裁判所

命令（仮保全措置） 一九五一年七月五日

判決（管轄権） 一九五二年七月二二日

当事者 アングロ・イラニアン石油会社／出光興産株式会社

裁判所 東京地方裁判所、東京高等裁判所

判決（第一審） 一九五三年五月二十七日

判決（第二審） 一九五三年九月一一日

出典 I.C.J. Reports (1951), 89; I.C.J. Reports (1952), 93.

下級裁判所民事裁判例集第四巻第五号七五五頁、同九号一一六五頁

【事実】 一九〇一年旧英領オーストラリアの技師ウイリアム・ノックス・ダーシーがイラン政府（当時ペルシ

ヤ政府）からイランにおける石油採掘権を獲得した。一九〇九年、この石油利権はイギリスに本店を有するアングロ・イラニアン石油会社（当時アングロ・ペーシャン石油会社）によって継承された。一九三三年、利権料の改定をめぐって両者間に紛議が発生し、イラン政府は利権協約の破棄を宣言した。一九三三年四月二九日、両者間に新たな利権協約が締結され、アングロ・イラニアン石油会社はイラン南部において六〇年間石油を探査、採掘、精製、販売する排他的な権利を付与された。

第二次大戦後、民族主義とともに資源ナショナリズムの風潮が高揚し、イランにおいても石油国有化運動が激化して、一九五一年三月七日利権協約の尊重を唱えるラズマラ・イラン首相が暗殺された。その後、石油国有化を主張するモサデグが首相に就任し、三月一五日、石油国有化法がイラン議会において満場一致で可決された。アングロ・イラニアン石油会社はこの石油国有化措置を不服として利権協約第二二条に基づいて仲裁裁判による紛争解決を提案したが、イラン政府によって拒絶された。一九五一年五月二六日、イギリス政府は外交的保護権行使し、国有化をめぐる紛争を国際司法裁判所に提訴した。七月五日、裁判所はイギリス政府の要請により管轄権の審理に先立つて仮保全措置を指示したが、九月二七日、イラン政府はアングロ・イラニアン石油会社のアバダン製油所を強制的に接収した。イギリス政府はこの仮保全措置の履行を求めて国連の安全保障理事会に提訴した。しかし、安全保障理事会は一〇月一九日、管轄権が未確定であることなどを理由にして審議の延期を決定した。一九五二年七月二二日、裁判所は管轄権を否認しイギリスの申立を却下した（九対五）。

一九五三年四月、出光興産株式会社は、イランにおいて国営会社ナショナル・イラニアン石油会社から石油を買い受け、それを油槽船日章丸によつて日本に輸入して川崎市所在の油槽所に保管した。アングロ・イラニアン石油会社は東京地方裁判所に同石油の処分を禁止する仮処分を申請した。裁判所は五月二七日、アングロ・イラ

アングロ・イラニアン石油会社事件

ニアン石油会社がイランの石油国有化法によつてイランにおける石油採取権、その他の利権協約上のすべての権利を喪失しており、同石油に対し所有権を主張しえないとして、アングロ・イラニアン石油会社の申請を却下した。アングロ・イラニアン石油会社はこの一審判決を不服として東京高等裁判所に上訴したが、裁判所は九月一日控訴を棄却した。

一九五四年八月、イラン新政権がアングロ・イラニアン石油会社に対して総額二五〇〇万ポンド（十年年賦）の補償を支払うことに合意して、事件は最終的に解決した。

【判決要旨】 1 命令（仮保全措置）

裁判所は管轄権の審理に先立つて、イギリスの請求がアブリオリに国際裁判管轄権の外にあるとは認められないことを理由として、両国政府に対して（1）本案判決の履行を確保するため相手方当事者の権利を侵害する行為を防止すること、（2）紛争を重大化ないし拡大する行為を防止すること、（3）会社の営業活動を妨害する措置を防止すること、（4）監督委員会の合意による変更の場合を除いて、イランにおける会社の活動が一九五一年五月一日以前の経営陣の指揮のもとに継続されることを確保すること、（5）そのため前記監督委員会を両国政府の合意により設置すること、を暫定措置として指示した。

2 判決（管轄権）

（一） 裁判所の管轄権は、裁判所規程第三六条2項に基づいて行われた両国の強制管轄権受諾宣言を基礎とし、これら二つの宣言が一致する限りにおいてのみ設定される。本件において、裁判所は範囲において一層制限されているイランの宣言に依拠しなければならない。イランの宣言によれば、裁判所はイランによって受諾された条約または協約の適用に関する紛争についてのみ管轄権を有することが認められる。さらに、その紛争はイランが

宣言後に受諾した条約または協約の適用に関する紛争に限定されている。文理的観点から考察すれば、裁判所の管轄権がイランによつて宣言前に受諾された条約または協約を含むとする主張も成り立つが、裁判所は強制管轄権受諾当時のイラン政府の意思を十分考慮に入れ、条約の自然にして合理的な読み方と調和する解釈を探求しなければならない。イラン政府の明白な意思是イランが宣言前に受諾した条約または協約の適用に関する紛争を裁判所の管轄権から除外することにあつた。

(二) イランの宣言に使用されている条約または協約という語句はイギリスがイランに対して援用しうる権利を有する条約に限定されている。イギリスが最惠国条項を通じて第三国間の条約上の利益を均霑しうるためには、基本条約としての当該最惠国条項を含むイギリス・イラン条約を援用することができるのでなければならない。

第三国間の条約は「他人間の行為 (*res inter alios acta*)」であり、イギリスとイランの間になんら法的効果を発生させるものではない。したがつて、イギリスが裁判所の管轄権を設定するために第三国間の条約を援用することは認められない。

(三) 一九三三年の利権協約は一国の政府と一外国会社の間の利権契約にすぎず、イラン政府とイギリス政府との間にいかなる契約関係も存在していない。イランがこの契約に基づいて会社に対し主張しうるいかなる権利もイギリスに対して請求しえないし、また会社に対して負ういかなる義務もイギリスに対して履行するよう要求されるものではない。この法的状態は利権契約が連盟理事会の周旋によつて交渉され、締結されたという事実によつて変更されるものではない。

(四) 応訴管轄権の原則が本件に適用されるためには、裁判所は管轄権に関する同意要素を含むイラン政府のなんらかの行動または陳述に依拠しなければならない。しかし、イランは先決的抗弁を提出して裁判所の管轄権

を終始一貫して否定している。したがつて、裁判所は本件において管轄権を有しない。

3 判決（第一審）

(二) 一九三三年の利権協約はその当事者の一方が一国の政府ではなく一外国会社であることから、国際条約またはこれと同一の性質を有する国際間の条約とはみなされない。それは一国政府と一外国会社との間に結ばれた石油採掘に関する私契約にすぎない。国有化法は強行法であり、かかる私契約に優先しその効力を排除する。

(一) 外国人財産の収用に対しては正当な補償が即時に支払わなければならない。しかし、本件のような国有化の場合、収用される権益の規模と内容からして、補償の確定的な支払い意思の表明とそのための具体的準備が行われる事実によって収用に対する補償があるものとみなすことができる。

(三) 第三国の裁判所が外国の行為を無効と判定し、その効力を否定しうる確立した国際法原則が存在することは断定できない。わが国の法領域においてそのような行為の実現を求められた場合、それを有効と認めることがわが国の秩序を侵害しない限り、国家主権の尊重と国際礼譲の要求するところにより、外国が国益に合致するものとして制定した法令やその効果を否定することはできない。

4 判決（第二審）

(二) イラン政府とアングロ・イラニアン石油会社との協約は、当事者の一方が一国の政府ではなくイギリスに本店を有する外国会社であることから考えれば、国際条約またはそれと同一の性質を有する国際間の協定と認めることはできず、一国政府と一外国会社との間に締結された石油採掘権に関する私法上の契約と認めるのが相当である。会社が協約に基づいて権利行使していた土地は国際法上のいわゆる租借地であるとはいえない。会社はただ単にイラン南部においての石油採掘に関する鉱業権とそれに付随する精油販売などの私法上の権利を有

するにすぎない。

(二) 外国人財産が補償を受けて収用されることは国際法の確立した一般原則として認められている。その補償については、「十分にして、有効かつ即時の補償」が支払わなければならないことは国家実行、判例、学説によって確認されている。iranの石油国有化法がiranの国益に合致するものとして制定されたものであることが一応認められ、また補償を支払つて収用するものであることから、その補償が「十分にして、有効かつ即時の」補償であるか否かを判断して、国有化法の有効、無効を審理することはできない。

(三) 第三国の裁判所は外国が形式上適法に制定した法律の有効無効を判断してこれを認めないことができるか否かについて従来の各国の判例は積極と消極とに分かれしており、外国の法律の効力を無効であると判定しうる国際法原則も確立していない。協約第三一条3項はiranが一方的に協約を破棄することを禁止していることから、iranが石油国有化法によつて会社の協約上の権利を収用した行為は一応同条項に違反した行為と認めることができる。しかし、協約が単純な私法上の契約であることから、かかる契約不履行の場合に適用される法規はiranの国内法である。石油国有化法の性質から考えて、国有化法そのものが無効であると解することはできない。

【論点】 (一) アブリオリに管轄権の外にあるとはいえない 仮保全措置を指示する裁判所の管轄権は裁判所規程に基づく付隨的管轄権の一部である。このような仮保全措置の指示には本案管轄権が確定していることは必要でない。裁判所はたゞ單に本案管轄権の蓋然性があることを指示の条件とすることがある。仮保全措置の拘束力については、学説は権利保全の觀点より拘束力を認める積極説と、判決と區別して拘束力を否定する消極説に分かれている。本件において、iran政府は管轄権の欠如を理由として仮保全措置に従わなかつた。

アンゴロ・イラニアン石油会社事件

(一) 管轄権は受諾宣言が一致する範囲 裁判所の管轄権は紛争当事国の合意を基礎としている。国家は裁判所規程第三六条2項に基づいて裁判所の強制管轄権を受諾するが、この受諾宣言は同一の義務を受諾する国との関係においてのみ効力を有する。本件において、裁判所は相互主義を条件として内容の一段と制限的なイランの宣言を管轄権決定の基準としている。

(二) 条文の自然な読み方、特別な理由の挙証 一般的には条約の解釈について条文を重視する文言主義解釈、当事国の意思を重視する意思主義解釈、条約の目的を重視する目的論的解釈などがある。条約法に関するウイーン条約は、条文の尊重を基本とする解釈の一般原則と条約の準備作業を解釈の補足的手段とする解釈規則を採用している。本件において、裁判所は条文の文字の配列、文章の構成などに重きを置いた文理解釈の方法を探らず、当事国の意思を重視した解釈方法を採用している。異なる結論に到達するためには特別のかつ明白に立証しうる理由が提示されなければならない。

(三) 最恵国条項を含む条約が基本条約 最恵国条項は、条約の一方の締約国によって第三国に与えられた恩恵が自動的に他方の締約国に均霑されることを特徴としている。しかし、最恵国待遇を受ける権利は最恵国条項を規定する条約に基づくものであり、第三国に与えられた待遇の根拠となる条約に基づくものではない。

(四) コンセッションの「二重の性格」(a double character)の否定 本件において、裁判所はイラン政府とアンゴロ・イラニアン石油会社の協約が一国の政府と一外国会社の利権契約にすぎず、イラン政府とイギリス政府の間に契約上の相互関係は存在していない、と判示している。この点、わが国の裁判所も同一の見解を踏襲していることは特に注目に値する。学説と国際判例の一部にはこの種のコンセッション協定が一定の条件のもとに国際的な性質を有するとして、協定違反が当然に国際違法行為を構成するとの考え方もあるが、この見解は大き

な支持をえていとはいえない。

(六) 応訴管轄の否定 紛争当事国的一方が裁判所に訴訟を提起した後に、他方の当事国がこれに応じる意思を示した場合、裁判所にその紛争についての付託合意が存在するものとして裁判管轄権が認められている。この管轄権設定の形態は裁判所規程や規則に明示的に認められたものではなく、判例を通じて発展してきたものである。この制度は今日確立したものとなっている。

(七) 国有化の国際法上の要件 国家が公共のために外国人財産を収用することは、とくに条約上別段の規定がなされていない限り国際法上違法とはみなされていない。しかし、収用が合法的に行われるためには（1）それが公益のために行われること、（2）外国人を差別しないこと、（3）一定の補償がなされること、の三つの要件をみたすことが必要とされ、この要件を欠く収用は没収行為であり国際法上違法であるとされている。

(八) 外国国家行為の効力 わが国の裁判所は、外国が形式上適法な手続を経て制定した法律の効力を判定しうるか否かについて、各国の判例は分かれしており確立した国際法原則も存在していない、と判示している。一般的には、第三国裁判所は外国の領域内において一應有効に完結した法的行為について判断を差し控える例が多い。

[参考文献] 安藤仁介「アングロ・イラニアン石油会社事件」田畠茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』

有信堂高文社（一九九七年）、曾我英雄「出光興産事件」太寿堂鼎・高林秀雄編『セミナー国際法』東信堂（一九九二年）、川岸繁雄「出光興産石油（アングロ・イラニアン石油）事件」中川淳編集代表『判例辞典』六法出版社（一九八三年）、粗川武夫・小田滋「わが国裁判所の国際法判例」有斐閣（一九七八年）、皆川洸『国際法判例集』有信堂（一九七五年）、高野雄一「国有化法の涉外的効力—イラン石油事件』『別冊ジュリスト』16号（涉外判例百選）（一九六

七年）、杉山茂雄「アングロ・イラニアン石油会社事件（管轄権）」高野雄一編『判例研究国際司法裁判所』東京大学出版会（一九六五年）、横田喜三郎「国有化の国際的効力」『比較法雑誌』第2巻2・3・4合併号（一九五四年）、佐藤和男「アングロ・イラニアン石油会社事件」『一橋論叢』第32巻3号（一九五四年）。

付記 本稿は筆者が田畠茂二郎他編『判例国際法』（東信堂、近刊）に分担執筆した原稿を基礎にしている。